

第26期東京都自然環境保全審議会
第2回計画部会
速 記 録

令和6年6月21日（金）午前10時00分～

WEB会議

○神山計画課長 それでは、定刻となりましたので、第26期東京都自然環境保全審議会の第2回計画部会を始めさせていただきます。

本日は、大変お忙しい中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、環境局自然環境部計画課長の神山でございます。本日は司会を務めさせていただきます。

本日もウェブでの開催となりますので、初めに注意事項を申し上げます。

通信上何か不具合がありましたら、事前にお知らせをしております連絡先に御連絡をお願いいたします。

続いて、会議中のお願いでございます。会議中は常にミュートの状態にしていただきますよう、よろしくお願いいたします。御発言になる場合は、Zoomの挙手機能を使用してお知らせください。部会長が指名しましたら、ミュートを解除して御発言いただきますよう、よろしくお願いいたします。

続きまして、定足数について御報告いたします。

本日から4名の臨時委員の皆さんに新たに計画部会の審議に御参加いただきます。

計画部会に所属する委員、臨時委員、合わせて11名中、現時点で10名の方に御出席をいただいております。上條委員が御欠席か、もしくは途中での御参加と御連絡をいただいております。規定により会議は成立しておりますことを御報告いたします。

また、今回の審議会より、委員及び事務局の名前を読み上げについては割愛させていただきます。御承知おきください。

なお、本日の会議は最大で1時間半程度を予定しております。議論や御質問の状況によって前後する場合がございますけれども、御了承いただきますよう、お願いいたします。

それでは、これからの議事進行は一ノ瀬部会長にお願いしたいと存じます。一ノ瀬部会長、よろしくお願いいたします。

○一ノ瀬部会長 皆さん、おはようございます。

それでは、これより第26期東京都自然環境保全審議会第2回計画部会を開催いたします。

本日は、傍聴を希望される方がいらっしゃいますので、審議会運営要綱第6によりこの会議は公開になっておりますので、ウェブでの傍聴を認めたいと思います。

それでは、事務局の皆さん、傍聴人を入室させてください。

(傍聴人入室)

○一ノ瀬部会長 本日の審議案件は、審議事項として、「東京都の保護上重要な野生生物の

戦略的保全方針（仮称）の策定について」、それから、報告事項として、「東京都生物多様性地域戦略アクションプランについて」となります。

それでは、まず初めに事務局から本日の議事の資料の確認をお願いします。

○神山計画課長 承知いたしました。

本日の資料は、委員の皆様事前に送付させていただいておりますけれども、お手元にございますでしょうか。

もしお手元がない場合については、環境局のホームページからダウンロードしていただきますよう、お願いいたします。URLはチャットを御覧いただければと思います。

また、傍聴される方につきましては、昨日お送りしましたメールのリンクから御覧になることができます。

それでは、資料を御確認させていただきます。

資料１は「「東京都の保護上重要な野生生物の戦略的保全方針（仮称）」」の策定背景及び概要について」。

資料２は「野生生物の戦略的保全に関する審議内容について」。

資料３は「東京都生物多様性地域戦略アクションプランについて＜報告＞」。

資料４は「東京都生物多様性地域戦略アクションプラン2024（案）」となります。

加えて会議次第と委員名簿を配付しております。

資料は以上となります。

○一ノ瀬部会長 ありがとうございます。皆さん、よろしいですか。

それでは、審議を始めたいと思います。「東京都の保護上重要な野生生物の戦略的保全方針（仮称）の策定について」、それでは、事務局から資料の説明をお願いします。

○大野生物多様性戦略推進担当課長 皆様、おはようございます。

東京都環境局自然環境部生物多様性戦略推進担当課長、大野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、資料の御説明をさせていただきますが、本日の審議に向けまして、令和４年の後半から有識者の方々の意見をお聴きしながら方針の内容を詰めてきたところでございます。本日は資料１で策定の経緯、また方針全体の内容、資料２におきまして、今日重点的に議論いただきたい内容ということでまとめてございます。

それでは、資料１から御説明申し上げます。

資料１を御覧ください。

「東京都の保護上重要な野生生物の戦略的保全方針（仮称）」の策定背景及び概要でございます。

事業の背景でございますが、東京におきましては、高度成長期以降、開発圧から自然地を保全するため、保全地域制度等の運用により一定の成果を上げてまいりましたが、一方で、都内の野生生物種の絶滅危険度は年々高まっておりまして、そういったものはレッドリストから判明してございます。

令和5年4月策定の東京都生物多様性地域戦略の策定を契機に、東京での絶滅種をこれ以上減らさないことを目指し、「新たな野生絶滅ZEROアクション」を明記してございます。この実現に向けて、多様なステークホルダーと共に、保護上重要な野生生物を戦略的に保全していくための体系的な方針としてございます。

方針の目的でございます。今申し上げた「新たな野生絶滅ZEROアクション」の実現、それから、東京都自然の保護と回復に関する条例の積極的活用に向けた検討でございます。

考え方でございますが、これまでの「種」に着目した保全に加えて、「生態系」に着目した保全の両輪により、野生生物の保全策の強化の具体化を進めていければと考えてございます。

4. 保全戦略でございますが、東京における野生生物の保全上の課題を踏まえた主要な保全戦略、下の枠の左側に主要な行動として記載してございます。その原動力、支えると申しますか、基盤的な戦略として7つの保全戦略から構成してございます。

5番目、戦略に基づく取組でございます。

1つ目として、保護上重要な野生生物の抽出等による活用でございます。

2つ目といたしまして、種からの保全のアプローチといたしまして、東京都希少野生動植物種の指定というものがございまして、こちらを指定することにより、採取・盗掘規制の強化を図れればと考えてございます。

3つ目は、生態系に大きな影響を及ぼす外来種対策でございまして、こちらについては外来種対策リストの作成により監視の強化などを進めてまいります。

4つ目といたしましては、支える行動といたしまして、市民参加型の調査等により、生き物情報の収集、それから野生生物目録などを作ってまいりたいと考えてございます。

2つ目のスライドに行きまして、保全方針の策定と背景、今、御説明した内容と重複する部分もありますが、右側の図、先ほど申し上げたレッドリストの絶滅種判明というところでございますが、20年間でレッドリスト掲載種が約4割増加、直近の10年間では絶滅種が86種

あったところでございます。

下の図ですが、こちらは「新たな野生絶滅ZEROアクション」のイメージといたしまして、現在から対策を取ることによって、上のほうの目指す姿でございます。絶滅種をもうこれ以上増やさず、絶滅危惧種を減らしながら普通種に移行していくというところでございます。

悪化した場合、対策を講じないと絶滅種がさらに新たに増えて、絶滅危惧種も増えて、普通種が減っていくというようなイメージでお示ししてございます。

下の「2. 方針の策定目的」でございます。こちらは今、申し上げた生態系に着目するということで、普通種を含めた野生生物種同士のつながりにも配慮した保全の取組が必要で、こちらの方針の策定の目的でございますが、都内における各主体に対し、今後の保護上重要な野生生物の保全や回復に関する基本的な取組方針をお示しして、そうした取組や活動に対する共通理解を図ることとしてございます。

3つ目のスライドでございます。「野生生物をめぐる現状と課題」でございます。

野生生物が直面する現状、東京は奥多摩から伊豆諸島、小笠原、多様な自然がございますが、下の緑の枠の部分ですけれども、野生生物の生息・生育に大きなダメージを与えている4つの危機として捉えてございます。

まず、（1）人間の活動による危機といたしまして、開発であったり、捕獲や採取、それから登山者の踏圧、（2）働きかけの縮小、里山環境の利用の縮小によって、生息・生育環境の消失・劣化等がございます。それから、狩猟者の減少等によるニホンジカの食害、右側へ行きまして、（3）持ち込まれたものによる危機といたしまして、外来種であったり、それから（4）地球環境による変化による危機ということで、気候変動の影響等により南方に生息している生物種が北側に上がってくるというような現象でございます。

スライドの4に参りまして、「野生生物の保全上の課題」といたしまして、（1）種に着目した保全策の限界としてございます。種に着目した保存についても当然重要でございますが、現時点で把握されていない種への対応が困難であったり、絶滅が危惧される状態になって初めて対策が検討されるなどの課題がございます。

（2）優先度に応じた保全でございます。2つ目のボツで、内外から持ち込まれている外来種に対して、優先的に対策を講じるべき環境などを把握することが必要でございます。

（3）法令等の積極的活用といたしまして、今後につきましても、都条例等を積極的に活用し、保全対象種等の指定による規制や保護、そういった施策を積極的に展開していく必要がございます。

右側に移りまして、（４）減少要因の把握と対策の充実、ニホンジカ対策であったり、島嶼への外来種の影響など。

（５）といたしまして、野生生物保全に対する認識を向上させていくというところで、暮らしや経済と密接に結びついているということへの認識、普及啓発も必要でございます。

（６）専門機関との連携というところで、東京に集積する研究機関等と連携しながら、また、野生生物情報を収集・蓄積していき、そういった中で科学的データに基づく絶滅の危険度評価、それから対策の効果検証など、専門機関との組織の連携は十分に行われていないところでございます。

（７）でございますが、生物多様性の情報や保全のために新たな技術の共有など、同様の取組に携わっている主体間の横の連携を十分に図っていく必要があるというところでございます。

スライド５に移りまして、「野生生物の戦略的保全」というところで、先ほど申し上げました種に着目した保全の考え方に加えて、生態系に着目した保全にも取り組んでいく方向性でございます。

７つの戦略につきましては先ほど申し上げたとおりで、主要な行動といたしまして、生態系へのアプローチ、戦略２で種に着目した保全アプローチ、３つ目といたしまして影響の大きい外来種対策、４つ目といたしまして都市における生態系の保全、５つ目といたしましてそれらを支える基盤的な行動としております。専門的知見に基づく知見、野生生物に配慮した社会・経済活動の推進、戦略７といたしまして連携・協働が生み出す効果的な保全の推進でございます。

スライド６に移りまして、左側が種に着目したアプローチ、右側が生態系に着目したアプローチとなっております。

左側につきましては、特定の種における対策ということで、効果としては個体数が極めて少ない種に対して有効な手だてはありますが、実際に絶滅が危惧されてから対応となるという傾向が見られるということです。

こちらのような対策においては、都においても策定しておりますレッドリスト・レッドデータブックなどを活用しながら、東京都野生動植物種の指定にも取り組んでまいりたいと考えてございます。

右側、生態系に着目したアプローチですが、１つの絶滅危惧種の保全というところに加えて、それらが生息するエリアに関して相互に関係する普通種や種同士の関係性、それから生

息・生育環境を含む生態系を保全していくというところでございます。

効果といたしまして、絶滅危惧種となることを事前に防止するというところも期待できる
ところでございます。

こちらにつきまして保護上重要な生態系のリスト化などを進めながら、保全等の活動に生
かしていければと考えてございます。

スライド7でございます。

戦略1について、こちらから少し細かく御説明をさせていただきたいと思います。

今申し上げた生態系に着目したアプローチというところで、(1)の部分であります
保護上重要な野生生態系のリスト化に当たって、重要度等の評価項目を検討しながら、リス
トを作成していければと考えてございます。

(2)といたしまして、法令等による規制、都条例に基づく保全地域の指定であったり、
そういった地域の中での野生動植物の保護地区の指定などにも生かしていければと考えてご
ざいます。

(3)多様なステークホルダーとの合意形成による保全ということで、こういったエリア
をリスト化することで、OECM等に係る国の認定制度への参加を促すことであったり、(4)
保全策の進め方ですが、科学的知見に基づく実践や検証といったことと、実際、里山等にお
ける伝統知や地域知等も活用した新たな方策といった順応的管理を推進していく必要がある
と考えてございます。

一番下の部分になりますが、そういった取組をモデルとして発信していくことも重要であ
ろうと考えてございます。

スライド8に移りまして、種に着目したアプローチ、先ほど申し上げました部分と重複す
る部分がありますので、右側の保全策の進め方といたしまして、種に着目したアプローチと
いたしましては、生息域内保全と生息以外保全がございしますが、そういったものを両輪とし
て取り組んでいく必要があると考えてございます。

スライド9に移りまして、3つ目、外来種対策の実践でございます。

左側の図の部分でございますが、これまでの外来種被害防止3原則に加えまして、新たに
対策行動3原則ということで3つ挙げてございます。外来種をいち早く「見つける」、被害
を「減らす」、取組を「広げる」、こちらは右の図にありますが、外来種につきましては、
定着初期に防除を開始することで被害を最小限に抑え、短期で根絶を図ることが可能である。
逆に、被害が顕在化するまで時間が経過してしまうと個体数が増加して、なかなか被害を低

減することが難しくなるため、いち早く「見つける」、被害を「減らす」、こういった取組を「広げる」というところを新たに加えて、こういったことで普及啓発を進めていければと思っております。

右側の具体的取組については、優先度を踏まえた対策の実施で、外来種対策リストの作成などにより、侵略性や定着段階を考慮した優先度を提示して、多様な活動主体との連携・協働の下、侵入の段階に応じた対策手法の実践や継続を進めていくというところでございます。

それから、予防や水際対策の推進というところでございまして、国外からの侵入の防止であったり、近県との連携を強化して、国内での行政間を超えた侵入を監視する。

それから、島嶼においては、外来種において多様なステークホルダーとの連携により、観光客等への普及啓発、多面的な対策を強化していく必要があると考えているところでございます。

スライドの10枚目になりますが、都市における生態系の保全でございます。

都市においても、小規模であっても野生生物の新たなハビタットといったものが機能しているということが知られておりますので、そういった特徴的な環境を活かして、効果的に保全、再生していくことが重要というところでございます。

下の図にございますが、それぞれハビタットと申していますが、成育の環境において、生き物が生まれる場所、育つ場所、産卵する場所がございまして。そのような場所と場所を分断しないように対策を講じていくことが必要と考えてございます。

右側の取組の部分でございますが、こういった様々な野生生物が生息しているようなところを、市民参加による野生生物調査等も実施しながら、生息のポテンシャルを認識していくことが急務かと考えてございます。

(2) でございますが、地域に根づいた民有地の緑地等の保全で、地域に点在する民有地の緑地の公有地化、都市における野生生物のハビタットとして保全していくことも重要だというところでございます。

(4) 身近な場でのハビタットの創出というところで、都市公園や学校でのビオトープづくり、そういった小面積の空間を生かした野生生物の生息地を創出していくということでございます。

スライド11でございますが、専門知に基づく保全の推進というところで、東京に集積する専門家等の知識を連携しながら、具体的取組の部分でございますが、(1) 段階やプロセス、優先度等に基づく保全管理、こちらにつきましてはモニタリング調査、対策の実施の効果検

証といった一連の実施状況を公表しながら、その効果等のノウハウを蓄積しながら順応的に管理していくというところでございます。

(2) につきましては、生物情報の収集・管理、活用に向けた発信というところで、野生生物の生息情報等を適切に把握しながら、科学的データに基づき分析していき、そういった中で東京都版の外来種レッドリスト、それからデジタル版の東京都野生生物目録も現在、取り組んでございますが、そういったものの策定、レッドリスト・レッドデータブック等の更新。

右側の(3)でございますが、科学的知見に基づき対策の実験と検証をしていくというところでございます。

スライドの12枚目でございます。

戦略6として、野生生物に配慮した社会や経済活動の推進、普及啓発を進めていく。

右側は戦略7でございますが、連携や協働が生み出す効果的な保全の推進、あらゆるネットワークの中で、連携機関や教育機関、保全活動団体等の連携を推進していくというところ、また、そういった方々主体の行動を促していくことが重要と考えてございます。

スライド13でございます。

各主体の役割として挙げてございますが、行政の役割といたしまして、生息・生育環境の最新の情報の収集に努める。また、今回核になるところでございますが、条例等の活用をしながら、多くの保全活動の取組を支援していく。

都民の方々の役割として、身近な生き物の観察や調査・保全活動への参加等を促して、野生生物の現状に関心を持っていただきながら、保全に対する意識を高めていただくこと。

保全活動団体の方々につきましては、専門家等の助言を得ながら保全活動を引き続き進めていただくこと。

(4) 研究機関の役割としていますが、あらゆる場面、専門的な立場から助言や指導すること。

(5) 民間企業の方々におかれましては、開発等により新たに創出された野生生物の生育・生息地の管理等を各主体と連携して取り組んでいただくこと。

教育機関・展示施設等においては、次世代に対し、野生生物の保全の重要性を伝え、理解を深めてもらうこと。

スライド14でございます。こちらから東京の多様な自然環境をエリアごとに戦略的保全として方向性を整理しているところでございます。

まず1つ目、森林環境エリアですが、右側下の（3）戦略的な保全の具体的な取組といたしまして、まず、影響の多いニホンジカ対策、草原等の保全、森林の管理、過剰な踏圧への対策、盗掘や乱獲・過剰な採取等への対策、それから、例えばシカ柵等、保護エリア等の対策を講じていくというところでございます。

スライド15は里山環境エリアでございます。

東京にも水田等がまだ残っている部分もあります。そういった谷戸地形等が連なっている部分についてのエリア、野生生物の生息・生育地としての高いポテンシャルを維持しているところでございますので、右側の（3）戦略的保全の具体的な取組でございますが、伝統知や地域知、地域に根づくノウハウを生かしながら、水田等の管理、計画的な緑の確保、エでございますが外来種対策の実践、オになります担い手の確保、多様な主体との協働と連携といったものに取り組んでいくことが必要かと思えます。

スライド16、都市環境エリアです。

右側の（3）の部分でございます。先ほども申しましたが、都市関係においても、小規模なエリアでも野生生物においては生息地となっているところがありますので、そういった部分の野生生物の生息の確認であったり、それから外来種対策に取り組んでいく必要があるかと思えます。

スライド17は河川エリアとしております。

河川エリアにおきましては、右側の（3）でございますが、河川の上流部にまだ在来の魚類が残っているところがありますので、遺伝子の攪乱の防止などの取組、それから河川を通じて拡散する外来種、例えば上流から外来種等が下流に流れてきて、そこに拡散してしまうということ防止する必要性がございます。

スライド18でございます。

東京湾エリアにおきまして、東京側には非常に貴重な干潟等が残っておりますので、干潟や湿地といったものをモニタリングデータ等を活用しながら保全していくというところでございます。

スライド19でございます。

伊豆諸島エリアでございますが、島嶼においては外来種の侵入による影響が大きいところでございます。下の（3）のイ、外来種の侵入予防対策の推進、それから、侵略的外来種から固有種を守っていく。それから、観光客も含めて島の自然の利用ルールと適切な利用の推進でございます。

最後の部分になりますが、小笠原諸島になります。

こちらについては世界遺産において取り組んでいるというところがありますので、引き続きこちらの対策を講じる、また観光客等への推進、普及啓発によって、エコツーリズム等の推進をしていくとしてございます。

資料1についての御説明は以上でございます。

続きまして、資料2に移ります。

資料2につきましては、本日、重点的に御議論いただきたい事項といたしまして、1つ目として生態系に着目した保全アプローチ及び種に着目した保全アプローチについてございます。

2つ目といたしまして、今、御説明申し上げた資料1の全般についてお伺いできればと思います。

スライド2でございますが、こちらは先ほど御説明した内容と同様のものがございます。

スライド3でございますが、種に着目した保全のアプローチといたしまして、アカガシラカラスバト、個体数が激減したものの生息数を増やした取組を事例に挙げてございます。

スライド4でございますが、生態系に着目した保全のアプローチといたしまして、実際の図師小野路の歴史環境保全地域における取組について事例でお示ししているところでございます。

少し長くなって大変申し訳ありません。説明は以上でございます。

○一ノ瀬部会長 ありがとうございます。

それでは、最初に説明があったように、この後、御質問、御意見をいただくのですけれども、Zoomの挙手機能でいただければと思います。何名の方かまとめて伺って、お答えしていただくような形にしたいと思います。

それから、今、資料2で本日重点的に議論してほしいところが提示をされております。時間も限られておりますので、1のほうを特に議論するのですけれども、全体像について今日スライドでお話しいただいているのですけれども、中身の細かい記述は次回以降、戦略1、2以外は議論することになるので、ただ、全体像についてまず御質問、御指摘等ございましたらいただければと思います。

いかがでしょうか。

そうしましたら、須田委員、片岡委員の順番でいきたいと思いますので、まず須田委員、お願いします。

○須田委員 須田です。ありがとうございます。

全体像ということなのですが、私が東京都の自然環境行政に関わり始めたのが2010年のレッドリストの改訂ぐらいかなと思うのですがけれども、実はそれに関わろうと決心したのは、東京都の自然環境行政というのは、例えば保全地域の指定のこととかは、ああいうものをあの時代に作られたということは非常に高く評価されるものだと思うのですが、その後の具体的な公的な取組は遅々として進んでいかなかったのです。そのために東京都の自然、生物多様性が次々と失われていくのを私はじくじたる思いで眺めていたのですが、レッドリストの改訂をするということで、その具体的な内容を聞いたときに、ついに東京都も具体的なことに動き始めたなという感じを受けたので御協力させていただいたという形になります。

その後、いろいろな施策がどんどん打ち出されて進んでいくのを、東京都は実は生物多様性の部分については恐らく全国の都道府県で最後尾に近い、最後尾グループだと思うのですが、今やそういう施策がどんどん進んで、地域戦略の改定をもって、ついにトップグループに東京都は返り咲いたなという感じを受けています。

その部分において、地域戦略及びアクションプランで様々なことを示されたわけですが、その根拠は何であろうかということを思うと、実は今回議論に上がっていますこのものが実はその根拠となり、方針となり、指針を示すものとして非常に重要なものとなるのではないかと考えています。しかも、その内容は他事例のよく似た事例とかと比較しても、非常に事細かくよく考えられて内容がつけられていますので、国を含めてほかの自治体とかがこういうことをやろうというときの非常に指針となる、見本となる、手本となるものだと私は感じています。

そのために、やっとそのような生物多様性保全の具体的な大枠が決まってきたところで、このような具体的な、しかも戦略的な保全方針ですから、ただ単にやるのではなくて、極めて戦略的に先んじてやるということがしっかり示されていますので、そういうことを進めていくことで、今、地域戦略とアクションプランと戦略的保全方針がそろって初めて東京都の生物多様性保全の方針の基礎が整うということを私は非常にうれしく思っています。なので、この内容を基に、今後、東京都の施策がいい方向へ進むことを期待しています。

感想みたいな話ですみません。以上です。

○一ノ瀬部会長 ありがとうございます。

そうしましたら、次に片岡委員、お願いします。

○片岡委員 片岡です。

私も須田委員と同じで、内容はとてもすばらしいというか、私は外来種対策などに長く関わって東京でやっておりましたので、この担当者には申し訳ないですが、ほぼゼロベースからここまで方針案をつくられたというのは大変すばらしいと思います。

事務局にお尋ねという部分なのですが、まず、東京都の地域戦略であったりレッドリストが昨年度出まして、これに対して今回のこういった方針をつくられたのですが、この方針については、例えば2030年とかいう年限目標、そういうことの年限を意識されてやるべきものなのか、今後、取りあえず方針としてこれはずっと定着させていきたいというお考えなのかというのがまず1点。

それから、今回の会議では概要版という形でお示しいただいていますが、今後これはどういうスケジュール感で点検されていくというか、今、概要版でいただいておりますが、どういう展開をされていく御予定なのか御説明いただければと思いました。

以上です。

○一ノ瀬部会長 ありがとうございます。

そうしましたら、次に中島委員、お願いします。

○中島委員 中島です。

今の最後の片岡さんの話と同じなのですけれども、今回設定された資料というか、概要のパワーポイントデータが最終的に戦略的保全方針になるのにこういう形になるというのはいつ示されて、いつ支援すればいいのか、その傾向を確認したかったです。

以上です。

○一ノ瀬部会長 分かりました。ありがとうございます。

それでは、次に神山委員、お願いします。

○神山委員 神山でございます。

私からはコメント2点でございます。

事務局におかれましては、まずお取りまとめ、どうもありがとうございました。

1点目でございます、スライドの2枚目辺りのところなのですが、第1章の2のところなのですが、方針策定の目的、2の下の方のところで普通種や絶滅危惧種を問わずとしていただいている点でございます。この点、大変重要であろうと存じます。

細かい内容に入ってしまったて申し訳ないかなと思っているのですが、昆明・モントリオール生物多様性枠組を受けまして、また、それ以前からなのですけれども、各国では希少種に限らず特別配慮種や野生近縁種と言われるものとか、キーストーン種やアンブレラ種に至っ

て、かなり広い範囲での保全というものがなされていると思います。また、トロント市では、条例の中にkeeping common species commonというところで、普通種というものを普通の状態で保全することが重要であるということがきちんとうたわれております。このような動きは今、大変強いかなと思っておりますので、これらはもともと生物多様性劣化への危機に対して起きてきた流れだと存じますけれども、こうした文言を明確にしている点が大変重要であり、ありがたいなと思っております。

また、13ページ辺りの各主体の役割という部分なのですが、生物多様性保全、種だけではなく面的に、また、各主体間の役割も踏まえながら総合的に進めていただくというところが出てきているかと思えます。OECMにも関連いたしまして、自然共生サイトのお話が出てきております。関連して、生物多様性増進活動推進法というのが成立しておりますが、こちらの法律は活動計画の策定を推奨して、その推進を支援するという法律の内容になっております。ですので、ぜひ活動支援を引き続き一つの柱としていただいて、策定を進めていただきたく存じます。ですので、現状のこのスタイルは大変ありがたいなと思っております。

以上でございます。

○一ノ瀬部会長　ありがとうございます。

そうしましたら、最後、佐伯委員、お願いします。

○佐伯委員　ありがとうございます。

私も、生態系に着目した保全アプローチを都として取り組んでいくことはとてもよいことだと思っております。けれども、なぜこれが必要かということを対外的に説明していくときに、普通種とか種と種のつながりという言葉だけではなくて、例えば生態系のプロセスを本来の形に保全をする。それには外来種が悪い影響を与えていればそれを取り除く必要があるし、もともと植物の遷移と攪乱というダイナミックな変化があればそれも一緒に守っていくとか、私はその結果として、都民に対する自然の生態系サービスがよりよく守られていくのだと。さらに生態系の機能とかプロセスを守ることによって、私たちがよりよく自然の恵みを享受できるというメッセージがもう少し強く目的のところで発信されるといいのかなと思えました。それがまず1点です。

それから、全体として、これは生態系レッドリストとか、もしくは生態系を基準にした保護区を増やしていく施策を考えていったときに、サーティ・バイ・サーティ、国際目標に対してきちんと貢献するのだということをどこかに強く明記をする。できれば、先ほど都市エリアとか里山エリアとか出てきましたけれども、私としては現在の保護地域の面積とか、緑

地率とか、そういったものに対してこれが幾らかでもきちんと向上に寄与して、この施策によって都は国際目標に対しても責任を果たしていきたいということを発信ができればいいのかなと思いました。

3つ目としましては、市民の方にできるだけ関わった形でこの施策を進められるといいのではないかと考えています。関わりとしてはいろいろなやり方があるのですが、一番しっかり関わるとなれば、どこを生態系の保護区にするか選ぶところから市民にアンケートを取るとか、パブリックコメントするとか、そんなようなこともできますし、また、こちらで作ったリスト案に対してパブリックコメントを行って、意見をいただく。また、選ばれたものに対して、できるだけ保全や管理、発信について、市民の方に関わっていただくという多面的な重層的な関わり方があると思うのですが、それについても行く行く具体的なビジョンを示していくことで、この施策の有効性をアピールしていけるのではないのかなと思いました。

あと、ちょっと細かな点なのですが、生態系の保全のイメージ図、6ページで種に着目した保全アプローチと生態系に着目した保全アプローチの2つが対比して出されていますが、右側の事例で、私は今、生態系のタイプごとに保全アプローチの丸がつけられているのですが、やり方によっては全てを包括して、つまり、ちょっと異なる生態系が接して守られているということを主眼として、全体を保全するというアプローチもこのやり方では可能なのではないかと思ったのです。なので、それは全てについて考えていく必要はないのですが、そうしたことも可能である施策ということを今コメントで申し上げたいと思います。

どうもありがとうございました。

○一ノ瀬部会長　ありがとうございます。

最後の点はもう一回次のほうで伺おうと思います。

そうしましたら、上條委員はまたいらしていないですか。

○事務局　上條委員、まだ入られていないようです。

○一ノ瀬部会長　そうしたら、もし出られない場合にということで御意見をいただいていたいて、全体に関わる御意見かなと思いますので、先にここで御紹介させていただこうと思います。

伊豆諸島エリアについて、小笠原諸島の世界自然遺産の管理計画のような方針のないことは大きな課題です。無論、国立公園の伊豆諸島ビジョンなどがあります。しかし、保護上重要な野生生物の戦略的保全を推進するための具体的なアクションプランなどの策定には至っ

ていないのが現状と思います。また、青ヶ島が国立公園でないなどの問題もあります。

法上重要な野生生物の戦略的保全の中で、伊豆諸島エリアという枠組みが提示されたことは大きいです。実効性のある戦略にすることは、その考えに沿った方針計画が必須だと思います。

また、小笠原という先行事例があるということは、伊豆諸島版を策定する上で大いに参考になります。データ不足の課題もありますが、保護上重要な野生生物の戦略的保全の策定を検討、開始できる材料は十分あると思いますという御意見をいただいております。

それでは、全体については、いただいた御質問、御意見は以上かと思うのですが、コメント、質問を幾つかいただいているのですが、質問としましては、例えば2030年というようなターゲット年があるのかどうかということ。

それから、これの策定の今後のスケジュール、具体的な本文はいつ出てくるのかということとです。

佐伯先生からは3ついただいているのですが、生態系のプロセスであつたりとか、生態系サービスをもう少し前面に出して記載すべきではないかということと、それからサーティ・バイ・サーティについてコミットするというのをもう少し明確にしたらどうか。これは私も思っていたところでもあります。

最後は、市民の協働の仕方として、この策定の中でももう少し踏み込んだ協働は考えられるのかどうかということかと思います。

図については次に議論させていただきたいと思いますので、上條委員のものはコメントと理解していいですね。

そうしたら事務局からお願いします。

○大野生物多様性戦略推進担当課長 ありがとうございます。

最初に片岡委員からのお話ですが、まず、現在の東京都の自然保護条例の積極的な活用によって、保護上重要な野生生物の指定であつたり、生態系の保全というところで取組を進めて、2030年のネイチャーポジティブの実現というところを目指していきたいと考えてございます。こちらの方針につきましては、少し長期的な面で見ているところもありますので、社会状況の変化に応じて見直しを図りながら活用していきたいと考えてございます。

もう一点の実際、保全方針、本日概要という形でお示しさせていただいておりますが、こういうものを本文としてまとめていければと考えてございます。

中島委員の策定の時期につきまして、今、申し上げた本文につきましては次回の計画部会

でお示しさせていただければと考えております。また、今年度、本審議会等も経まして、年度内の策定を目指しているところでございます。

続きまして、佐伯委員からの御質問でございますが、生態系の機能やプロセスを守ることによって自然の恵みを享受できるというところを発信すべきということでございます。こちらにつきましても、生態系全体を保全することによる効果といったものを支援しながら取り組んでいければというところで考えてございます。

サーティ・バイ・サーティに貢献することを明記すべきというところでございますが、こちらの方針につきましては、生物多様性地域戦略に基づいてというところで、若干、重複を避けてというところがございますので、そういった部分を本文の中に示すかというようなところについても検討ができればと思います。

生物多様性戦略推進担当の課長代理、内山から補足をさせていただければと思います。

○内山生物多様性戦略推進担当課長代理 計画課の内山と申します。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

佐伯先生からいただきました御質問につきまして、御意見ありがとうございます。今後、そうした国際目標への貢献であるとか、生態系の機能やプロセスを大切にするといった内容についても、本文の中で検討させていただきたいと思っております。

また、活動に取り組む市民がこうした施策に関わっていける仕組みづくりにつきましても、本文の中で検討させていただければと思っております。

御意見ありがとうございます。

○一ノ瀬部会長 ありがとうございます。

そうしましたら、全体については取り急ぎ以上とさせていただいて、論点1番、生態系に着目した保全アプローチ及び種に着目した保全アプローチについてということで、戦略1、2について本日はさらに御意見、御質問いただければと思うのですけれども、図については佐伯委員から既に1ついただいているところですが、ほかにいかがでしょうか。

須田委員、お願いします。

○須田委員 ありがとうございます。

先ほど佐伯委員のおっしゃったことに関わりますが、種からのアプローチと生態系からのアプローチの両輪で進めていくというのは非常によろしいことで、本来私は生物多様性の保全というのは生態系からのアプローチで進めていくものと思っているのですが、既に水防が進行してきてしまって、もう生態系の中では守れないものが極めて多くなった。なので、

種からのアプローチが必要というのが現状だと思うのです。

ところが、今までの国をはじめとして生物多様性保全のアプローチというのは、ほとんど種からだったのです。そのためになかなかうまく進まなくて、せっかく頑張っているのに、種の水防が進んでしまうという残念なことが起きているわけですが、そこに生態系からのアプローチというものを示したのは非常に今回のまさに戦略的な保全方針だと思っています。

その中で、これも佐伯委員がおっしゃったことですが、複合的な生態系を守るのは極めて重要で、図の中で複合的な生態系というのは示しにくいので、このような図になるのかなと思いますが、例えば東京都は全国で2番目にトンボが多くいる自治体なのですが、反面、その半数以上がレッドリストに載ってしまっているという現実があるわけです。これは様々な原因があるわけですが、一番大きな原因は、今後は複合的な生態系を利用するということです。幼虫は水辺で、羽化した成虫は周りの陸地です。

どこまで聞こえていたか分かりませんが、生態系の保全を考える上では複合的な生態系の保全というのが極めて重要で、例えばトンボなんかは全国で2番目に種の多様性が高いのに、その半数以上がレッドリストに載ってしまって、9種もの絶滅危惧種が出てしまっているというのは、まさに複合的な生態系が守れなくなっているというところが大きいわけです。

トンボは、幼生期は水生昆虫、成虫になれば陸域昆虫です。なので、2つの生態系と、それがきちんと連結されていないとトンボは生息し得ないわけです。なので、図の下の方に解説がありますけれども、その中に例えば生態系という言葉がありますが、そこに例えば複合的な生態系も含むという書き方とか、本文のほうに、図だと狭くなってしまうかもしれないので、そういうふうな示し方をしておくといいのではないかと思います。

以上です。

○一ノ瀬部会長　ありがとうございます。

山田委員、お願いします。

○山田委員　山田です。ありがとうございます。

私も生態系へのアプローチというのは物すごく大事だと思っておりましたので、この方針は非常にありがたいなと思っております。

生態系を保全するというのは、場をつくる、あるいは場を保全・復元することだと思っています。そのように考えると、種の保全をすると、その種その種の個別なアプローチが必要になると思うのですが、場をつくるということを考えると、割と環境を守る手法は共通し

てくる部分も増えてくるのではないかなと思いました。

そう考えると、今、個別個別の事例を横につなげること、いろいろな連携、人的な連携を図っていく、主体の連携を図っていくということはより大事になってくるのではないかなと思います。ですから、東京都さん側にこれからより重要になってくるのは、そういった人と人とをつなぐ、あるいは関連部局間をつなぐという仕組み、プラットフォームがより必要になってくるのではないかなと思います。

あとは例えばそのようなことをするためには人員ですとか、それから担当課をつくったりとか、そういうことが必要になってくるかなと思いますので、逆にそういうことがないと非常にすばらしい計画も絵に描いた餅になってしまいますので、具体的なことにより落とし込んでいっていただいて、より機動的に動けるように、実務の方を増やしていくということが、私も現場で幾つかの活動を長くやったりとか複数やったりとかしている中で、そういう横との連携が非常に課題だなと認識しておりますので、ぜひ今後考えていっていただければと思います。

内山さんから、先ほど市民がより関わる仕組みをつくっていくとおっしゃっていたので、ぜひそういう方向でさらに検討いただければと思います。

以上です。ありがとうございます。

○一ノ瀬部会長 ありがとうございます。

ほかはよろしいですか。

佐伯委員、先ほどの図のところは、それ以上はよろしいですか。

○佐伯委員 ありがとうございます。

今、須田委員の御発言を聞いてとてもそのとおりだなと思いましたし、あと種についてのアプローチは、山田委員がおっしゃっているように、個別に考えると非常に独立的で、横のつながりも失いやすいので、そういった意味での施策のつながりの広がりと言うのですか、部局の広がりができるのではないかなという御意見もそのとおりかと思いました。

どうもありがとうございます。

○一ノ瀬部会長 ほかはよろしいですか。

中島委員、お願いします。

○中島委員 生態系からのアプローチというのが、これをずっと検討してきた検討会の中でも非常に重要な方針として掲げられて、それを最後まで支持していただいた形でありがたいなと思っているのですけれども、ただ、これを実際に方針として掲げても、その後、具体的

な行政のツールがあるのかが若干心配なところがありますので、その辺りの具体的なツール、行政のツールとしてどういったものを使っていくのか、どういう連携をしていくのかということについて、ぜひ配慮していただければと思います。

よろしくお願いします。

〇一ノ瀬部会長　ありがとうございます。

片岡委員、どうぞ。

〇片岡委員　おおむねほかの委員の皆様の意見に大変同意しているというか賛同しているところですが、私も生態系からのアプローチは大変画期的で、こういったことを行政、また地方自治体として、自然保護施策に加えていくというのはあまり見たことがない。でも、専門家レベルで言えば、これは大変大事で重要だよねと言われていたことなので、とてもよいと思っているのですが、今、実際活動をやっている人たちのレベルで考えると、まだここまでの知識とか理解は追いついていないかもしれないと、この方針を出した後、これをいかに現場、要は実践につなげていくか、そういうレベルに落とし込むかというところが本当に大事なところですので、繰り返しになって恐縮ですが、多面的な関わり、市民を参加させていたり、協力を得ていくための仕組みづくり、プラスしてさっき言った部局間での横断的な連携、そういうものがきちんとちゃんと整っていくということも併せて、意識して今後の展開につなげていただければと思います。

以上です。

〇一ノ瀬部会長　ありがとうございます。

そうしましたらおおむね出そろったかなと思うのですが、私からも2点ほど申し上げたいと思うのです。

1点はコメント的なものになるのですが、私も皆さんと基本的には同じ意見、同じでして、生態系の保全アプローチというのはすばらしい取り上げ方と思っています。

ただ、種と生態系と今、2つに整理をさせていただいているのですけれども、そのときに生息地あるいは生育地、ハビタットがどっちに落ちるのかというのが中途半端になっているような気がします。というのは、資料7ページでいうと生態系のほうにハビタットの話が書いてあるのですけれども、ハビタットは個々の種に対応するものですので、どちらかというところのほうだと思うのですけれども、悩ましさはよく分かるのですが、今、資料1のほうで申し上げました。戦略1のところ、(3)の2番目にビオトープとかハビタットが出てきますね。逆に言うと2のほうにはハビタットが出てこない。留意点の最後のところには出てく

のですかね。本文にされるときにまた検討されているのかなと思うのですけれども、コメントです。

もう一つは、ネイチャーポジティブの議論のときに、再生というのが非常に大きなキーワードになっていると思うのですけれども、今回、自然の再生やレストレーションというのはこの2つの中には入ってこないのかどうか、こちらは質問です。

以上、私からです。

そうしましたら、委員の皆さんからいただいたところは、図の部分はコメントとして少し検討いただくのかなと。確かに複合的なものの記載の仕方あるいは図の表記の仕方です。あと、山田委員からあった部局間をつなぐプラットフォームが必要なのではないかなというところとか、中島委員からあった行政としてのツールにはどんなものがあるのかという話です。片岡委員のものはどちらかというとコメントと受け取ればよろしいかなと思いますけれども、以上いかがでしょうか。

○内山生物多様性戦略推進担当課長代理 計画課、内山のほうから回答させていただきます。

皆様、多くの御意見ありがとうございます。

まず、お話のありました生態系に着目した保全アプローチの図の示し方につきましては、御指摘のとおりであり、生活史の中で様々な生態系を活用する種がいることや、そうした種に対する配慮事項含め、本文のほうで検討し、いただいた御指摘に対応していきたいと考えております。

また、山田委員からは人員であるとか連携のお話、こうした課題について御意見いただきました。こちらについても行政、特に東京都という広域行政体の中での一つの大きな課題かと考えております。今後、こうした部局間をつなぐようなプラットフォームであったり、市民の方々と行政間などをつなぐ場をつくっていくことも非常に重要だと考えております。どこまで具体的なことが書き込めるかは難しいところではございますが、本文の中ではそうしたことへの配慮についても検討していきたいと考えております。

また、中島委員からいただいた御意見ですが、行政のツールとしてこういったものを使うことを想定しているのか、こちらも資料2の2ページ目に具体的なことを一部書き込ませていただいておりますが、例えば生態系に着目した保全アプローチであれば、優先度の提示としての共有ツールとして、保護上重要な生態系のリスト化というものがあるかと思います。それらリストに基づいて、法令上、強い保全や保護をしていかななくてはいけない場面におきましては、例えば東京都自然保護条例による保全地域の指定や野生動植物保護地区の指定で

あったり、その他、都条例での施策をまずは活用していく。そして、ほかにも緑地保全の条例、法律がございますので、そうしたものの活用を今後促していきたいと考えております。

また、それ以外の野生生物に係る行政ツールが国も含めてたくさんございますので、そういったツールの所管部署と今後連携を強めながら、より多くのツールが使えるような形に進めていきたいと考えております。

一ノ瀬部会長から御意見がございました、ハビタットという言葉の使い方、確かに御指摘のとおりかと思えます。その辺り、本文のほうでは整理して、丁寧に使っていきたいと考えております。

ネイチャーポジティブに関しては、種からの保全と生態系からの保全の双方において“再生”について本文での記載を検討しているところであり、今後、丁寧に記述できるようにしていきたいと考えております。

以上になりますが、よろしいでしょうか。

○一ノ瀬部会長 ありがとうございます。

そうしましたら、皆さんまだ御意見等あるかなと思うのですが、時間も限られておりますので、適宜、事務局に御意見、御質問を送っていただければと思います。少し最初の議題に時間がかかり過ぎました。

それでは、次の報告事項に進ませていただこうと思います。ありがとうございます。

それでは、「東京都生物多様性地域戦略アクションプランについて」の報告ということで、事務局からお願いします。

○青山計画担当課長 計画担当課長の青山でございます。よろしくお願いいたします。

私からは、東京都生物多様性地域戦略アクションプランについて御報告をさせていただきます。

資料3でございます。

初めに、地域戦略アクションプランについて少しおさらいをさせていただきます。

資料上段の「1. 東京都地域生物多様性地域戦略アクションプラン（AP）とは」でございます。

このアクションプランは、地域戦略に掲げました2030年目標でありますネイチャーポジティブの実現に向けた生物多様性の保全と回復などに関する庁内各局の取組と目標を取りまとめたものでございます。

地域戦略は、皆さん御案内のとおり、2030年に向けた目標と、それに向けた様々な主体に

おける取組の方向性をお示したものでございます。

一方、このアクションプランは、地域戦略に基づく東京都の取組と目標を示したものでございます。

資料中段の「２．アクションプラン策定の目的」でございます。

アクションプランは、庁内各局の取組の進捗管理を行うことを目的としております。策定したアクションプランにつきましては、自然環境保全審議会計画部会、この計画部会に御報告をし、御助言をいただきます。いただいた御助言は、関係局で構成する庁内の推進会議で共有をいたしまして、取組の見直し、あと新規施策などにつきまして検討し、翌年度のアクションプランに反映をしていくこととしてございます。このように進捗管理を行い、毎年度アクションプランを更新してまいります。

資料下段の「３．地域戦略改定、アクションプラン策定・更新の経過」でございます。

左側に記載のとおり、昨年３月末に国家戦略が策定をされまして、それを踏まえ昨年の４月に地域戦略の改定をし、アクションプランの策定をし、公表してございます。

その後、６月の本計画部会に御報告をした後、資料には記載してございませんけれども、いただいた助言につきましては庁内の推進会議で共有をいたしまして、新規施策を盛り込む内容で更新をしたものが本日御報告するアクションプラン2024の案でございます。アクションプラン策定後初めての更新版でございます。そのため、今年度につきましては、本日御助言をいただいた後、必要な修正を行い公表する予定としてございます。

次に、２ページでございます。

３ページと併せまして、アクションプラン本文の全体像を御覧いただくため、参考資料としてお付けをしております。

２ページ目、左側、オレンジ色の点線の囲みでございます。「はじめに」ということで、アクションプランの位置づけを記載してございます。

右側が「３ 生物多様性に関する都の取組項目一覧」といたしまして、地域戦略に基づく東京都の施策事業の一覧でございます。地域戦略では10の行動方針を定めておりますけれども、その行動方針ごとに庁内関係局の施策や事業を整理しております。アクションプランでは、再掲事業を含めまして合計で268の施策・事業を掲載しております。

続きまして、スライド３でございます。

左側に「基本戦略ごとの都の取組」という記載がございますが、こちらは行動方針をさらに細分化した具体的な行動方針ごとに各施策・事業の概要、あとは３か年の実績、計画を掲

載しております。オレンジ色の囲みが具体的な例として少しお示ししてございますけれども、青字の事業名の下に事業の概要、事業を所管する部署名、また3か年の実績、計画をこのような表でお示しをしております。

右側、「基本戦略1 目標一覧」でございます。基本戦略が3つございますけれども、基本戦略ごとに各事業、施策の2030年目標を一覧表で整理をしております。左側から指標となる項目と、2030までの目標、あと右側が現状ということで、実績を掲載しております。

続きまして、スライドの4ページ目でございます。

次の5ページ、6ページと合わせまして、アクションプランに位置づけをしております。基本戦略ごとの主な目標と実績取組をお示ししています。基本戦略ごとに整理をしております。上段が主な目標、実績の一覧でございます。下段が2024年度、今年度の主な取組という形で掲載をしております。

ただいま御覧いただいております4ページは、基本戦略1に関する内容でございます。

まず、上段の主な目標・実績でございます。左から、指標となる項目、次が2030年度目標、または当該項目の終期となる年度の目標になってございます。中央より右側が実績となりますけれども、2023APの欄は、プラン策定時点の実績、昨年度策定したプランの実績、2021年度または2022年度の実績を記載しております。その右側、今回更新するアクションプラン2024の欄では、最新の2023年度の実績を記載しております。

御覧いただいておりますように、目標に対しまして、各指標とも着実に実績を積み上げている、積み重ねているところでございます。

下段でございますが、2024年度の主な取組でございます。

左から中央にかけての囲みになりますけれども、生物多様性の保全上重要な地域の保全及び拡大に向けた取組を強化するため、条例に基づき、都が指定する保全地域につきましては、これまでの2050年目標を累計1000ヘクタールに引き上げまして、指定及び公有化を加速していきます。

また、生物多様性に配慮した保全管理を進めるため、新たに植生回復、樹林再生を集中的に展開してまいります。

さらに本年4月には東京都生物多様性推進センターを新設いたしまして、区市町村やボランティア等と連携した効果的な管理を実施していく予定でございます。

次に、右側の囲みでございます。

上段は先ほど御審議いただいた内容となりますので割愛をさせていただきます。

その下、新規事業になりますけれども、保護上重要な野生生物種の保全分野に関する調査・研究を開始いたしまして、生物多様性の保全と回復に関する研究を強化していきます。

基本戦略1の主な目標・実績、取組につきましては以上でございます。

続きまして、スライド5ページでございます。こちらは基本戦略2に関する内容でございます。

まず、上段の主な目標と実績でございます。先ほどの基本戦略Iと同様に御覧いただければと思いますけれども、左側の指標は再掲を含めた項目をお示ししてございます。こちらもお覧いただきますように、目標に対しまして各指標とも着実に実績を積み重ねているところでございます。

その下段、2024年度の主な取組でございます。左側の囲みでございますけれども、昨年度、令和5年度から東京NbSアクションの推進を開始しております。NbS、ネイチャー・ベースド・ソリューションズとは、自然の機能を活用した社会課題の解決策のことでございまして、現在進めております東京NbSアクションは、NbSの取組を行う事業者や民間団体の取組事例や効果を東京NbSアクションとして都が発信することで、企業等によりますNbSの取組促進と定着を図る取組となっております。

次に、右側の囲みでございます。こちら継続事業でございまして、都市整備局所管の事業となっております。こちらは農地や屋敷林などが比較的まとまって残る地区を農の風景育成地区として都が指定をいたしまして、散在する農地を一体の都市計画公園等として決定するなど、都市計画制度を積極的に活用することによりまして、地域のまちづくりと連携しながら、農のある風景を保全、育成していきます。

次に、スライドの6ページでございます。基本戦略の3に関する内容でございます。

上段、主な目標と実績でございます。先ほどと同様に、左側に指標となる項目をお示ししてございます。

2行目は、新たな指標として追加をしてございます。【新】と括弧で書かせていただいておりますけれども、基本戦略3につきましては、行動目標として生物多様性都民行動100%ということを掲げております。保全活動への参加や消費行動など、全ての都民が、生物多様性に配慮、貢献することを目標としてございます。そのため、生物多様性に配慮、貢献する行動をしている都民の割合を指標といたしまして、最新の2024アクションプランの中での実績といたしましては、昨年、地域戦略を策定いたしましたので、昨年度のアンケート結果をここで掲載してございます。他の指標につきましても、目標に対しまして実績が積み重なって

きているところでございます。

次に下段、2024年度の主な取組でございます。

左側の囲みは新規事業でございます、国民の祝日であります8月11日の山の日に向けまして、第8回山の日全国大会を東京で開催いたします。青の囲みにございますように、この機会を捉えまして東京の豊かな生物多様性や山の持つ様々な機能を広く発信してまいります。

このイベントでございますけれども、多くの都民の方の参加が見込まれますことから、一過性のイベントに終わらせることなく、参加した都民が継続して都内の保全活動に参加する工夫を重ねていく予定でございます。

続きまして、右側の囲みでございます。こちら継続事業でございます。東京の魅力的な自然を最新のデジタル技術と融合させて発信するなど、都民や企業等の関心と共感、行動につながる効果的な取組を推進する取組でございます。デジタルミュージアム構想につきましては、今月、6月17日の自然環境保全審議会で御報告いたしましたとおり、今後、ミュージアムの役割や機能などの詳細な内容を検討いたしまして、年度内を目途に基本計画を策定する予定でございます。

最後、7ページ目でございます。

参考資料ということで、現在、緑に関して都庁内の各局が連携をしまして、東京グリーンビズを進めてございます。簡単に御紹介をさせていただきます。

都市機能と自然環境の調和が重要視される中、昨年7月から100年先を見据えました新たな緑のプロジェクトと銘打ちまして、東京グリーンビズというものを始動してございます。都民の皆様をはじめまして、様々な主体と連携・協力を進め、右下の囲みにございますように、東京の緑を守る、育てる、生かす取組の輪を拡大し、緑の持つ機能を最大限発揮させ、自然と調和した映像可能な都市を実現してまいります。

このグリーンビズの具体的な取組につきましては、左側、『東京都の緑の取組Ver.2』に掲載してございまして、こちらは既にホームページのほうで公表してございます。恐れ入りますが、お時間のあるときに東京都のホームページより御覧いただければと思います。

早足で進んでしまいましたけれども、資料3について御説明いたしました。アクションプランの本文につきましては、資料4でお示ししておりますので、後ほど御確認いただければと思います。

事務局からの説明は以上でございます。

○一ノ瀬部会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明に対して御意見、御質問がございましたらお願いします。

須田委員、お願いします。

○須田委員 ありがとうございます。

今御説明いただいた資料の中で、農の風景育成地区というのがあったと思うのですが、このような取組をされるのは非常によく、特に台地部のこういう風景というのはほとんど今、急速に失われていて、区部に至ってはもうごく僅かしか残っていないという形なので、これはぜひ推進していただきたいのですが、それはなぜかという、さっきの戦略的保全方針の中にある生態系の保全です。実は農業とか農地に依存した生態系というものは生物多様性の一つの大きなパーツにもなっていますので、それはもしかしたらこの制度の中で守っていけるのかなということを今ちょっと思いました。

都市計画制度を積極的に、都市計画公園とかになれば、公有地化とかももし考えられるのであれば、例えば公有地化した部分については農薬の使用を制限するとか、慣行栽培ではない生物多様性に配慮した農業ができるとか、そういうことまでもし踏み込んで入れることができるのであれば、さらに戦略的保全方針の内容にも合致して、さらに農の風景としても、農の風景だけではなくて農の質として非常に高いものを求めることができるのではないかな。それは他地域の模範となるような事業となるように思いますので、ぜひこれを積極的に進めていっていただければなと考えています。

以上です。

○一ノ瀬部会長 ありがとうございます。

そうしましたら、藤間委員、お願いします。

○藤間委員 藤間です。

1点だけ御質問させてください。

アクションプランですけれども、これまでのアクションプランと比べて、今年のアクションプランについては、新規のものについては環境改善加速化事業等を中心に増えていますけれども、削除されているものについては、目標が達成されたということで削除されているのかどうか、それ以外の理由があるのかどうか教えてください。

以上です。

○一ノ瀬部会長 ありがとうございます。

次、松井委員、お願いします。

○松井委員 松井でございます。

6番のスライドの主な目標のところ、2段目の生物多様性に配慮貢献する行動をしている都民割合というところが、目標100%にするのはとてもいいことだと思うのですが、93.7%になっているのは、一体どんな質問をしたら93.7%になっているかというのをお聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○一ノ瀬部会長 ありがとうございます。

それでは、今は以上3つでよろしいですか。最初の須田委員から農の風景育成地区について、それから藤間委員の削除されたものがどうして削除されるのかということと、松井委員から今御質問のあった新規の生物多様性に配慮した行動をどのように把握しているのか、この3つについてお願いします。

○青山計画担当課長 青山でございます。御意見、御質問ありがとうございます。

初めに須田委員からの御意見でございます。野生生物の保全方針と共通するものがあるということで、非常に前向きな御意見を頂戴しました。ありがとうございます。

こちらにつきましては、我々は直接所管していないということもございますので、所管する都市整備局のほうに委員の御意見等をお伝えしたいと思ってございます。

2番目、藤間委員からの御質問になります。アクションプラン、先ほどの御説明の中では全部で268事業が入っているという御説明をしまして、削除されたものもあるというお話でございました。純粹に削除した事業というものは実はございませんで、同じ事業の中に整理統合したということで今回のアクションプランは掲載をさせていただいております。

最後、松井委員からの御質問でございます。都民行動100%の実績でございます。実は私どもの方でマクロミルという調査会社を通じたアンケート調査を実施しております。こちらの中で、全部で18項目について質問をさせていただいて、その回答を集計したものが93.7%という数字になってございます。

具体的な取組といたしましては、ハードルの高いものから低いものということで、例えば実際に生き物の保全の活動をしたりとか、している。そのほかにつきましては、地元の旬の食材を食べるとか、いわゆる地産地消の取組をしたりとか、エコラベルなどのエコ商品を購入している。あと、もう少し生物多様性とは直接もしかしたら結びつかないと思われる方もいらっしゃるかもしれないのですけれども、いわゆるプラスチックの使い捨てをしないとか、あとは食品ロスに努めるとか、そういった幅広く質問をさせていただいて、その1

つでもやっているものについて集計をかけたところ、93.7%という数字が出てきたというところでございます。

説明は以上でございます。

○一ノ瀬部会長 ありがとうございます。

神山委員からも1つ質問があるということです。お願いします。

○神山委員 手挙げ機能がうまく使えなくて、御質問する機会を逸してしまいまして申し訳ありません。

2024年度の主な取組のところで、人間の幸福プラス生物多様性、ネイチャー・ベースド・ソリューションズのところです。NbSのところで出てきておりますけれども。人間の幸福というのは、第6次環境基本計画でウェルビーイングが強調されておりますね。ですので、そちらを意識されてきているのかなというのを伺いしたかったのですが、もしそうであれば、また大変よい傾向であろうとは思っているところなのではございますけれども、いかがでございましょうか。

○青山計画担当課長 御質問ありがとうございます。

今、神山委員がおっしゃいましたとおり、こちらでお示ししている人間の幸福というのはウェルビーイングのことを示しております。ただ、NbS自体が生物多様性へ貢献するというのが大前提となっておりますので、社会的課題の解決と生態系の機能を活用してこの両方に貢献する取組をこの事業では進めていくということで、様々なことに取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○一ノ瀬部会長 そうしましたら、上條委員、お願いします。

○上條委員 上條です。

途中から加わっているのですが、伊豆諸島とかになるのですけれども、非常に気になったのは島というキーワードが全くなくて、非常に保全活動が進んでいる小笠原、進んでいない伊豆諸島という非常に重要な系を含んでいて、感想とかになるのですけれども、今はここにどう合わせるのかというのが非常に。もちろん共通項はあるのですけれども、非常に全く異なる生態系が含まれているのでということです。本当はこの中でどんなふうに関連づくか、包括的でなくてもいいのでコメントいただけるとありがたいです。

○一ノ瀬部会長 ありがとうございます。

荒井委員も手が挙がっていますので、お願いします。

○荒井委員 ありがとうございます。

今ちょうど映していただいているところで、先ほども御意見がありましたけれども、農の風景の育成地区のところですよ。先ほども御回答いただいて、都市整備局の事業ということで、今日ずっとお話に上がっていた行政の連携とか、多様な主体という意味では非常にここは広げていくべきかと思って、非常にいい取組だと思っています。

先ほど都市整備局のほうにお伝えいただけるということでしたけれども、そのホームページを見ますと、都市の緑を増やすという観点からの施策ですので、その中に生態系サービスのことから文言を一言でも二言でも加えていただけると、都民の方にも伝わりやすくなりますし、連携の意味合いも深まるかなと思いますので、そのような観点をお伝えいただければなと思います。よろしくお願いいたします。

○一ノ瀬部会長 ありがとうございます。

そうしましたら、この2件についてお願いします。

○青山計画担当課長 上條委員から、島のキーワードが今日お示しした資料にはないというようにお話で、具体的にどんな取組がという御質問だったかなと思います。

上條委員からのお話もありましたとおり、都内には様々な生態系がございますので、それを包括的にということで、本日の議題にございました保全方針もその一つでございますし、もう一つ、今、恐らく上條委員にも御参画いただいておりますレッドリストの策定につきましても、今ちょうど島の策定に取り組んでいただいているところでございます。

具体的に島にフォーカスした取組といたしましては、自然の利用という意味合いでエコツアーリズムなども小笠原、御蔵島等で今、進めているところでございます。

荒井委員から、先ほど須田委員と同様に農の風景地区について御意見ということで御頂戴をいたしました。おっしゃるとおり生物多様性の視点を今は入っていないという御指摘でございましたので、このアクションプランに入っていますので、同様に須田委員の御意見と併せて都市整備局にお伝えをしていきたいと思っています。

以上でございます。

○一ノ瀬部会長 ありがとうございます。

それでは、この報告事項については以上でよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

そうしましたら、以上、今日は2つの議題ということですので、議事については以上となります。

本日の審議会審議は終了しました。

第2回計画部会を回答したいと思います。

それでは、傍聴人の方は退場をお願いします。